

厚生労働大臣が定める手術の施設基準の実績

厚生労働大臣が定める、手術の施設基準について、当院の令和6年1月～12月までの実績については、下記の通りです。

精華町国民健康保険病院

1. 区分1

分類		手術実績 (令和6年1月～12月)	各項目に分類される手術
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件	頭蓋内腫瘍摘出、頭蓋内腫瘍摘出、経鼻的下垂体腫瘍摘出、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建、定位的脳内血腫除去術
イ	黄斑下手術等	0件	黄斑下手術、硝子体茎顕微鏡下離断、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出（表在性）、同（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窓内異物除去（表在性）、同（深在性）
ウ	鼓室形成手術等	0件	鼓室形成、内耳窓閉鎖、経耳的聴神経腫瘍摘出、経迷路の内耳道開放術
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件	肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、気管支形成を伴う肺切除、胸壁悪性腫瘍手術、釀膿胸膜、胸膜肺膜切除（通常のもの、胸腔鏡下のもの）
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件	経皮的カテーテル心筋焼灼術

2. 区分2

ア	韌帯断裂形成手術等	0件	韌帯断裂形成（関節鏡下によるものを含む）、観血的関節授動、骨悪性腫瘍手術、脊椎、骨盤悪性腫瘍手術
イ	水頭症手術等	0件	水頭症手術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	涙囊鼻腔吻合、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術、鼻咽腔悪性腫瘍手術
エ	尿道形成手術等	0件	尿道下裂形成手術、前立腺精囊悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱单纯切除術、膀胱悪性腫瘍手術（経尿道の手術を除く）
オ	角膜移植術	0件	
カ	肝切除術等	0件	肝切除術、脾体尾部腫瘍切除、脾頭部腫瘍切除、骨盤内臓全摘、胆管悪性腫瘍手術、副腎悪性腫瘍手術
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	0件	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、卵管鏡下卵管形成、壁悪性腫瘍手術、造腔術（拡張器利用を除く）、女性外性器悪性腫瘍手術

3. 区分3

ア	上顎骨形成術等	0件	顔面神経麻痺形成術、上顎骨形成術、頬骨変形治癒骨折矯正、顔面多発骨折観血的手術
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件	耳下腺悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、咽頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術、口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件	
エ	母指化手術等	0件	自家遊離複合組織移植術（顎微鏡下血管柄付き）、神経血管柄付植皮（手・足）、母指化手術、指移植手術
オ	内反足手術等	0件	内反足手術、先天性気管支狭窄症
カ	食道切除再建術等	0件	食道切除再建、食道腫瘍摘出（開胸、開腹、腹腔鏡、縦隔鏡下によるもの）、食道悪性腫瘍切除（単に切除のみ）、同（消化管再建手術を併施するもの）、食道切除後2次での再建術、食道裂孔ヘルニア手術、腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術
キ	同種死体腎移植術等	0件	移植用腎採取術（生体）、同種腎移植術、腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、同種死体腎移植術及び生体腎移植術

4. 区分4

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	0件
----------------	----

5. その他の区分

人工関節置換術	0件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0件 0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術及 (人工心肺を使用しないものを含む 。) 及び	0件
経皮的冠動脈形成術 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	0件 0件 0件 0件
経皮的冠動脈血栓切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	0件 0件 0件 0件